

經濟論叢

第 165 卷 第 4 号

-
- 香港国際金融センターの虚実……………佐 藤 進 1
- トヨタの新車販売における物流システム……………杉 田 宗 聴 27
- イギリス公務部門の人事管理変化と
ホワイトカラー組合の機能（2）……………松 尾 孝 一 48
- 1980年代のアメリカ国際航空輸送政策と
メジャーの台頭……………松 本 俊 哉 68
- “排除可能な公共財”経済における
戦略的操作不能メカニズム……………国 本 隆 85

学 会 記 事

平成12年 4 月

京 都 大 学 経 済 学 會

【学会記事】

リーバーマン教授講演会

経済学会は、1999年9月18日（土曜日）午前10時30分から12時にかけて、京大会館105号室にて、カリフォルニア大学バークレー校のリーバーマン教授を招いて特別セミナーを行った。講演タイトルは「ベンサムの立法の科学における経済と政治」（David Lieberman, "Economy and Polity in Bentham's Science of Legislation"）というものであった。

60分の講演と30分の討論の後、教授と参加者（主に大学院生）は昼食をし、昼食後も少し歓談をした。

リーバーマン教授は1953年生まれの45歳、現在カリフォルニア大学の法学部教授。英国のケンブリッジ大学で修士まで学び（指導教官はホブズ研究等で有名なQ. スキナー）、その後、ロンドン大学で課程博士（Ph. D.）を修了・取得した後、1984年以来、主にカリフォルニア大学で研究・教育に従事してきた。教授は英国ケンブリッジ大学に拠点を置く政治思想史研究者集団の有力なメンバーでもある。今回、初来日。

わが国では Istvan Hont and Michael Ignatieff (eds.), *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, Cambridge U. P., 1983（水田洋・杉山忠平監訳『富と徳』未来社、1990年）に収録されたケイムズ論（"The Legal Needs of Commercial Society—The Jurisprudence of Lord Kames", 拙訳「商業社会の法的要件——ケイムズ卿の法学」）で知られているが、主著 *The Province of Legislation Determined: Legal Theory in Eighteenth-Century Britain*, Cambridge U. P., 1989 はブラックストンからケイムズ、ベンサムまでを扱った18世紀ブリテンの法思想、法理論に関する優れた研究で、高く評価されている。

教授のごく最近の業績には次のようなものがある。

1. [forthcoming] "The Mixed Constitution and the Common Law" in Mark Goldie and Robert Wokler (eds.), *The Cambridge History of Eighteenth-Century Political Thought*, Cambridge U. P.
2. [forthcoming] "Economy and Polity in Bentham's Science of Legislation" in Ste-

fan Collini, Richard Whatmore and Brian Young (eds.), *Economy, Polity, and Society: British Intellectual History 1750-1950*, Cambridge U. P.

3. "Jeremy Bentham: Biography and Intellectual Biography," *History of Political Thought*, 20-1, Spring 1999.
4. "Codification, Consolidation, and Parliamentary Statute" in John Brewer and Eckhart Hullmuth (eds.), *Rethinking Leviathan: the Eighteenth-Century State in Britain and Germany*, Oxford U. P., 1999.

今回のセミナーは、上の2を取り上げたものに他ならないが、時間の制約があるので、教授はあらかじめ用意されたペーパーに即して、後半部分はスキップしながら、講演をし、その後、参加者からの質問に熱心に応えられた。

以下は用意されたフル・ペーパーの要約である。

リーバーマン「ベンサムにおける経済と政治」(要約)

アメリカ独立戦争から1832年の選挙法改正までの時代の研究は、近年、きわめて活発であり、様々な政治的伝統と多数の思想の複雑な諸相を描いてきた。以前の思想史研究が、パークと人権論、国制改革をめぐるウィッグと急進派といった、ごく限られた論争に注目する傾向があったとすれば、今では高教会派の教会統治論、キリスト教経済学、哲学的歴史と自然法学、ペーリー派神学的功利主義、福音社会思想、非国教派ないし異論と抗議、それと愛国心、ウィッグ主義およびトーリ主義の多様性などが詳細に研究されるようになっていく。

しかし、驚くべきことに、このような動向はベンサム研究には見られない。ベンサムはかつてはこの時期のブリテンの重要な指標であり、スティーヴンやダイシーはヴィクトリア朝の立法改革論の青写真をベンサム主義に求めていた。したがって、このようなベンサム軽視は、多くは意図的な歴史見直し論(修正主義)の産物である。しかし、ある程度は、ベンサム研究の現状の意図せざる副産物と考えてよい。

新版ベンサム著作集の刊行は、ベンサムの思想自体の正確な理解を可能にした。その結果、ベンサムの法学をジョン・オースティンの法実証主義から解放し、ベンサムの民主主義論をミル父子の代議制論から区別し、ベンサムの道徳理論を様々な誤解から救い出すことができるようになった。ところが、そのために、今では「史的ベンサム」と「真のベンサム」のギャップが大きくなってしまった。前者はデュモン『民事および

刑事立法論』やミルによって流布されたベンサムであり、後者は草稿と新全集から再構成されたベンサムである。

では、この時期についての革新された思想史研究と新しいベンサムをどう関連づけたらよいだろうか。その手がかりとして、ベンサムが立法論で想定していた社会的行為についての観念をめぐる基本問題、ベンサムの法学の源泉となった社会学の問題を取り上げてみよう。そのためにはベンサムはスミスの『国富論』で深化された経済学に何を負っているかという問題（1. ベンサムとスミスの科学）や、ベンサムの人間本性理解の「経済的」想定と言われていることがらも再検討しなければならない（2. 計算的性質）。さらに、ベンサムの急進的な政治プログラムのなかで、いっそう無視されてきた問題、民主社会における世論や印刷文化の役割の考察も必要である（3. 世論の法廷）。

1. ベンサムとスミスの科学

通説は経済学がベンサムに社会理論を提供し、道徳・立法理論に影響を与えたとする。通説は政治哲学の経済学への屈服説である。マルクスは経済学こそベンサムの「効用理論」の真の科学であると言い、メインはベンサムの立法論とリカードの経済学を法の革新を求める時流に乗った双子の科学だとして結び付けた。ダイシーはスミスの弟子とベンサマイトは同じ学派であり、彼らの「レッセ・フェールのドグマ」はベンサムの立法論の核心であるとし、アレヴィは功利主義者の道徳理論は経済心理学の命法だと結論した。

もちろん、このような通説は過度な単純化であり、この間の研究によって改訂されてきた。経済学とベンサムの功利主義、立法の科学の差異が認識されてきたのであるが、しかし経済学が後者にとって何であったかという根本問題は残されている。ベンサムは『高利の擁護』[1787]を書いたが、経済学はベンサムの「立法の科学の一部門」であった。過去20年間、ウィンチがスミス自身の「立法者の科学」の認識の必要を説いてきた。スミスの立法者の科学の再構築は、この科学が多様な仕方（ペインとパークの場合、D. ステュアートと弟子の場合）容易に歪曲されることを教えた。このようなウィンチの議論は、ベンサムによるスミス理解の選択的、歪曲的受容という問題を考察するモデルになる。

ベンサムは「経済問題における統治の技術」について未完の試みを二度行っている。一つは『経済学便覧』[1793-1795]であり、もう一つは『経済学綱要』[1801-1804]で

ある。ベンサムは「アート」と「サイエンス」を区別し、スミスの狙いは前者であり、自分の目的は後者であるとする。

このような区別は、19世紀初頭におけるスミスの遺産をめぐる論争のなかで登場した。ベンサムは『国富論』には科学と言うには方法的な欠点があると考えたし、またスミスの科学には人々問題の軽視のような重要なギャップがあるとみた。ベンサムは科学の役割をアートに仕えることに求めた。その帰結は理論に対する実践の優位であった。ベンサムに特異なのは、経済学への関わりが場当たりので、性急に結論を求めた点にある。

しかし、(スミスの)科学と(ベンサムの)アートの関係は単純ではない。ある場合は直線的である。例えば、『賞罰の規準』では、立法のアートは経済学の認識を全面的に採用し、立法者は処罰の脅威によってではなく、利益の誘因によって行動に影響を与えるという状況、労働に報奨を与えることによって労務を確保するという状況をベンサムは考察している。この場合の政府の指導原理は、競争の自由である。

けれども多くの場合、経済のアートは、立法者に経済学の認識を立法案に調整するように要求するものであった。それは立法案の構造も目的も部分的にしか『国富論』に関係がなかったからである。

『民法典の原理』は法的権利・義務とそれらを社会に実施する立法の原理を立ち上げて扱っているが、ここでベンサムは法制度の基本的目的、幸福の促進を4つの下位の目的に区分している。生存、豊富、安全、平等がそれで、そのうち安全の優位が詳論されている。ベンサムによれば、安全があって初めて期待が可能になるし、それはまた共存の前提条件でもある。安全こそ「法の主要目的」であり、「法の全仕事」である。生存の目的のために法が必要とするものは、稀少性あるいは富裕の条件に依存しており、可変的である。繁栄は自ずから社会的平等に導くのか、土地の共同所有は社会改良を停滞させるのか、といったことに関しては、ベンサムは経済の科学に頼った。しかし、富の科学は民法典の論理秩序とはならない。むしろベンサムは富の配分の原理を考えたとき、「精神病理学」の「公理」と称する心理学的なものに注目した。立法の目的として平等を主張するのはこの精神的公理の枠組みであった。

このように立法の原理は経済学の認識に大きな役割を認めたけれども、しかしそれは立法の構造のなかでのことであった。利子率の強制引き下げは、富への損害の問題としては経済学の問題であるが、しかし民法典の立場からは、貸し手の期待を裏切る政策として弾劾される。

【便覧】においても【綱要】においても、ベンサムは富の目的を説明するにさいして、立法の下位目的（生存、安全、豊富、平等）についての修正意見を示し、経済学の目的を「有利な目的に国民の勤勞を導びくアート」に限定した。こうして経済学は4つの下位目的の一つにのみ関るものとなった。そのためスミスの経済分析の多くの特徴がベンサムにおいては消えるのである。一見すると、ダイシーのみるように、レッセ・フェールはベンサムの立法論の核心のようにみえるかもしれない。しかし、これは誤解である。経済のアートは限定されたのである。【紙幣論】[1801]にあるように、立法者の偉大な目的は総ての期待を可能な限り妨害から護ることである。「それに比べると富の増加などはつまらない目的である。」

確かに、安全は富裕を促進するであろう。しかし、だからといって、法的安全論はそれが富裕に貢献するという根拠のうえに樹立されるのではない。ベンサムの立法の科学の構造を考えると、こうした議論は経済のアートの範囲には属さない。こうしてベンサムの立法の理論は経済学を呑み込んでしまう。確かにベンサムの【高利擁護論】はスミスの権威をスミスに向けるものであった。スミスの学説はベンサムの主張の中心に置かれている。しかし、【高利擁護論】は、経済学に充てられている以上に、法改革論に向けられ、むしろブラックストンとアリストテレスが標的なのである。

2. 計算性質

次にベンサムの人間本性理解を取り上げよう。マルクスはベンサムの人間観を小ブルジョワ的だと主張したが、これは再検討すべき通説と言ってよい。また「合理的経済人」、「レッセ・フェール個人主義」といった概念についても、最近の研究に照らして、再検討する必要がある。18世紀後半から19世紀にかけての個人主義は、ダイシーの言うような「スミスとベンサム」の産物ではなかった。スミスは人間の懐慮と富の追求についての自説を、人間行為の利己的、功利主義的説明を基礎とする倫理学と異なった道徳理論と関連付けていた。また19世紀初頭の哲学的ウィッグと哲学的急進派の論争と見解を「インタレストの原理」（マコーリ）を焦点にするものと理解することも研究史は退けている。

ベンサムは、ジェームズ・ミルに劣らず、人間本性から立法の科学を演繹したとみなされてきた。研究史は快楽説と功利主義を結び付ける哲学的誤解からベンサムを救い出そうとしてきた。その狙いは【統治論】の父ミルのアプローチからベンサムの人間本性

理解を引き離し、ヒュームのな人間行為のコンヴェンション説に近づけることにあった。

立法者は人間本性の理解より、人間行動への影響に優先権を置くが、しかし前者なしには成功は覚束ない。法と制度の考案に当たって、立法者は道法が利益になるように賞罰を利用する。

快苦の至上性のために人間の行動は利己的となる、という主張はベンサム著作に繰り返し登場する。このような認識は、自己否定、自己犠牲、自己放棄を勧める多様な、伝統的なキリスト教的、古典的な道徳的敬虔さを締め出してしまう。また「無私」に依拠する制度的考案も締め出すことになる。しかし、18世紀のモラリストと同じく、ベンサムも快楽主義、自己優先の力学と利己性、狭義の自愛心とを区別した。個人は自分の快楽を追求するけれども、他方でそれを他人の幸福と関連づけるとベンサムは理解する。倫理的考察をいっそう展開するにつれて、ベンサムは社会生活においてベネヴォレンス（慈愛心）をより重視するようになった。こうして制度的考案にあたって、立法者は同感、共感や道徳的裁可を動員すべきである。

ところが、皮肉なことに、ベンサムは「自己優先」の機能を描写しようとして、ベンサム流の功利主義に対する批判と関係のある方法論的難問に遭遇した。行為のインタレストへの従属は、利己的な行為と同じく、仁愛的、愛他的な行為、英雄的な行為にも同じように適用されたので、人間行為をインタレストの観点で説明することはきわめて曖昧なことがらになった。さらに真のインタレストと、そう思われたインタレストの区別についても重大な難点が生まれた。個人は自らのインタレストについて明確な見解をもつ限り、快楽の追求と苦痛の回避をうまくやってのけるとしても、明確な見解なるものは、異なる事例や場面のなかで曖昧にならざるを得ない。実際ベンサムは、救貧を論じる時には、自らの真のインタレストを追求できない集団を想定していた。自らのインタレストを大体はうまく追求する者も、自らのインタレストに反して行為することがあることもまたベンサムは認めていた。さらにはまた、「インタレストが生み出す偏見」のネットワークが「多数の臣民」をかどわかして、彼らの真のインタレストが腐敗した「少数の支配者」のインタレストの犠牲になっているということを、ベンサムは急進的な政治理論のなかで強調した。

したがって、このような複雑な事情のなかでは、立法者は、個人の自己優先の世界、安定した予見可能な世界を前提して、プラグマチックに、戦略的に行動することは明らかである。個人は自らのインタレストの正しい判断主体であるとも、追求者であるとも

みなされない。むしろ立法者が立法の目的に役立つ洞察、自己優位の諸過程の洞察を持っていた。

ではこうした想定は、経済的に方向づけられた行為の性質に関する特殊ベンサム的な見解に、どの程度、基づいているのだろうか。この問題を考察するに際して想起すべきは、ベンサムの立法計画は、社会的行為の十分な安定性とともに、社会的主体が快苦を考慮して自らの行為を調整ないし規制するという洗練を要求するものであったということである。18世紀の刑法改革者の多くと同じく、ベンサムは罪刑均衡の導入によって過酷な刑罰を大幅に軽減する立法の原理を考えていた。

ベッカリアは「犯罪の尺度」という考えを持ち出したが、ベンサムは市場の用語を利用した。処罰が有効でない場合は「処罰が利益をもたらさない場合」という具合に。ベンサムは、処罰が利益をもたらす性質と、経費を削減する性質を同一視した。このような快苦の計算は、ベンサムによれば、いつも日常的に行われている。

このようにベンサムは財産と利益を頻繁に引き合いに出して議論をしたが、しかしながら、曖昧さがないわけではない。1770年代の草稿でベンサムは個人間の幸福比較の普遍的尺度として貨幣を用いる可能性を探っていたが、しかし刊行した著作では、このような手法の問題に気づいて、貨幣だけが価値をもつという「通俗的誤謬」としてそれを否定した。とはいうものの、『道徳と立法の原理序説』のなかで、罪刑均衡によって社会的行為を方向づけようとするベンサムの戦略は見当違いである、というのは犯罪は情念の作用であって、情念は計算しないからだというベンサムへの批判をとりあげて、ベンサムは情念は計算しないというのは真ではない、そしてすべての情念のなかで最も計算むきなのは金銭的インテレストであり、この動機が生み出す災難こそ刑法の第一の対象なのだと言っていることは、示唆的である。経済的表象は部分に過ぎないが、しかし立法の科学の重要な、プラグマチックな構築であった。

3. 世論の法廷

ベンサムの社会的主体は、上にみたように、利益追求と市場交換の計算規律をもって行動している。したがって、交換、取引という実践を知らない共同体でベンサムの立法の科学が機能するとは想像できない。ベンサムの人間像を「経済人」に還元することが不適切であるのは、ベンサムの人間本性の説明が発見の中立の記述ではなく、立法の技術の意識的な構築だからである。しかしまた、ベンサムの「経済心理学」を強調するこ

とは、ベンサムの世界論の役割についての見解を見えなくさせる恐れがある。

『新著作集』の重要な意義の一つは、『統治論断片』と『道徳と立法の原理序説』の最初の6章を基に行われていた理解を崩したことにある。それによって利用可能になったベンサムの最晩年10年間の一連の重要な著作の焦点は、立憲的民主制の急進的プログラムの精緻化を目指していた。したがって、ベンサムの立法の科学の研究はますますこうした素材を焦点とするようになってきた。

1820年代から30年代にかけての議会改革論争は、男子普通選挙権と秘密投票という哲学的急進派のプログラムのなかで最も論争的なものに光をあてた。ベンサム自身の見解はきわめて極端であった。ブルーアムが議会演説で述べたように、ベンサムは男女を問わず、狂人であれ投票権をもつべきだとしていた。「支配する少数派」が選挙民への責任とともに法的規制を受ける必要がある一方、「服従する多数派」は民主的投票権とともに世界論の権力を握る必要がある。

ベンサムはよき政府についての自らの功利主義的プログラムを「公務員の能力の最大化、費用の最小化」という定式に要約した。公務員の能力のなかには、最大多数の幸福を増進することによって自らの幸福も促進するように政治権力を行使する個人の決定に関連がある「道徳的能力」も含まれる。このような望ましい公務員の能力とともに、『憲法典』は功利主義的目標を目指す構造と手続きの仕組みを持っていた。ベンサムは「道徳的能力」として、「世界論の法廷」なる制度を特記し、失政・悪政という「病氣」に対してこの世界論の法廷に大きな責任を負わせた。

世界論の法廷は「擬制の法廷」、「想像上の裁判所」として、「民衆の、あるいは道徳的裁可」としての「賞罰」を適用する。伝統的な司法組織と同じく、世界論の法廷は政府の失政に関する訴えを受け付け、弁護側の反論を聞き、証拠調べをし、判決を下し、それを執行する。処罰は主に、望ましい道徳的能力を欠いている公務員の人気のなさや威信のなさから成るとされた。

立憲的民主主義の制度として、ベンサムの世界論の法廷は有権者以上に民主的であった。それは「下部委員会」の形にすれば頻繁に機能するであろう。その委員はそれぞれの争点や政府の行為に注目する。また下部委員会は完全な世界論の法廷の「民主的な」利害に対立する「貴族的部分」に支配されることもありうる。しかし、参加に資格は要らないし、ルールもない。世界論の法廷は参加しようという個人によってすべて決定される。結局、世界論の法廷には政治生活からは排除されているいくつかの下位集団、無産の男女だ

けでなく、外国人や子供も含まれる。「世論は人民集団から発する法の一体系と考えてよいだろう」と『憲法典』は言明した。

「(英国の王は) 恣意的に人を殺せるし、好きなように女性を陵辱できるし、好むままに物を奪ったり破壊したりできる。このような仕打ちにあって王に抵抗する人はだれも、法によって殺されうるし、そのことを口外するだけでだれも処罰されうる。しかし、議会の法という形式をとらなければ、彼はこうしたことの何もしない。なぜか。世論の法廷の権力によって、王は処罰されることも有効に抵抗されることもないけれども、多少とも、悩まされるだろうからである。」

擬制の法廷としての世論の法廷に関連して、ベンサムは二つの下部委員会、コモンロー陪審と新聞を論じている。ベンサムがこのような世論の乗り物に注目したということは、驚くべきことではない。1776年の『統治論断片』ですでにベンサムは「言論出版の自由」と「公共の集会の自由」を「自由な統治」の決定的な属性としていた。公共性が権力濫用の対抗手段として重要だという認識は、民主政治支持に改宗するずっと以前にベンサムにあった。もちろん、それは哲学的急進派のプログラムの基礎でもあった。しかし、こうした連続性にもかかわらず、ベンサムの立案にはさらに急進的な次元がある。ベンサムは、他の同時代の政治改革者と違って、代議政体だけで政治的腐敗や権力濫用を廃止できるとは思わなかった。代議政体はむしろ失政の展開を防止する考案物を導入できる可能性をもつのであって、この考案物のなかで、世論の組織化と流通が基本的なものである。世論は投票にあたって知識をもって判断するのに必要な情報を市民に提供することを通して、選挙制度において機能するだけではない。むしろ世論は民主的社会の推進力であり、「支配する少数派」の功利主義的決断を奨励し、法と国家の正規の制度の外部で政治権力を規律する役目を果たすのである。民主国家の国制(憲法)は公衆の吟味や規則についての討論を奨励するだけでは十分ではない。政治の構造と手続きが明示され、統治者が行った決定と追求しようとしている利益を公衆に公開するように強制されていなければならない。このように、『憲法典』は、効率と熟達を促進し、行政の透明性と厳格な責任という目標に資する官僚制機構を練っているのである。

世論の法廷は、近年の研究で注目されてきたが、しかし1985年のカーライル講義でジョン・バローが描写した『「世論」をめぐる様々な世論の軌道』の文脈にそれを置く研究は余り見られない。確かに、世論を外見的で無内容な君主と貴族の徳と並置するベンサムにはペインの響きがあるし、世論の力と権威の強調は、「政府が基礎を置くのは

世論だけである」というヒュームの有名な格言が世紀後半にますます自己満足なものとなつていった事態を想起させるが、しかし、ベンサムが決定的な特徴は司法的用語による世論の概念化であり、権力を制度的に制御するための制度的形態の認識である。

世論の法廷が『憲法典』の目的を実現できるのは、民主的共同体が、政治行為の情報に注目するだけでなく、政治生活の批判的な評価を行うためにこの情報を利用しようとする熱意をもつからである。したがって、ベンサムに必要と思われた組織は、世論を結合したり解体したりする制度であった。こうした制度を形成し、維持する市民の能力と性質が前提で来たとすれば、『憲法典』における世論の戦略は当時のイングランドの政治生活の特殊な特徴を自明なものとしていたわけである。

18世紀の新聞、定期刊行物、その他の雑多な政治的エフェメラ、すなわちプリント、風刺画、小冊子、トークン、メダルなどの繁殖は、イングランドの政治に重要な関係をもっていた。18世紀の前半の、とりわけ、アン女王の治世の「党派の熱狂」、ウォルポールの「寡頭支配」に対する「愛国者」の攻撃にまつわるジャーナリズムのキャンペーンにあっては、定期刊行物自体が議会政治の拡張、内閣への対抗という意味合いをもった。世紀中葉までに、こうしたジャーナリズムは議会政治から排除された人々の政治文化を作り出した。それには1760年代のウィルクス騒動のような、政府に対する急進的な批判の刊行、広範な配布も含まれるようになった。その後になると、奴隷貿易廃止委員会やそのキャンペーンのような、超議会的団体が、世論の動員と出版物を通して、議会に問題を取り上げさせることができるようになった。

こうしたプロセスは商業と経済の変化、中流と地方の消費市場の拡大に基づいていたのであるが、印刷物とニュースには法と政治の価値の変動という意味もあった。1695年の出版認可法は事前検閲とギルド独占を終わらせ、「言論出版の自由」が自由な社会の権利のキャノンに加わった。1771年に、議会は議事報道の統制を断念した。こうして議会討論は即刻、新聞の主要記事となった。

ベンサムの憲法案にとって、こうした公共性とともに重要なのは議会政府の日常活動がもたらすいろんな種類の情報であった。18世紀の国家は主要な情報収集者として登場したし、1760年代までに統治に関する情報の印刷者となった。このような発展は下院に出される財政法案に伴う歳入、歳出の詳細な統計にその最たるものが見られる。統計に基づいて議会は執行部を統制し、国債を監視した。内国消費税や関税の収入制度、租税政策をめぐる政治的謀略が商工業統計の蓄積をもたらしたのである。救貧法改革、都市

の治安政策に、現在の社会状態についての情報が続いた。議会の立法の行為は、大体のところ、地方の個別問題に関するものであったので、通信のチャンネルが発展し、そのチャンネルを通してロビーと利害集団が立法府に情報をもたらした。

急進的政治論争においてベンサムは、こうした情報の「知」を巧みに利用した。1830年に彼は『憲法典』の第一巻を刊行するとともに、過去20年間にわたって書かれたエッセイを集めて、『公務の最適化、費用の最小化』(*Official Aptitude; Expence Minimized*)という主題を付けた。そのなかの二つの長編は「経済の擁護」と題する二編であって、それはパークが先導した1780年の経済改革と関係のあるウィッグの経済改革案の批判と、1810年の小冊子に詳述されたジョージ・ローズ George Rose の手になるトリーの行政改革の批判であった。この批判が暴露したのはこうした体制側の節約案の欠陥と腐敗であって、ベンサムは下院議事録や下院歳出委員会報告(1807-1812年)などに印刷された政府支出(年金、閑職、還付金)についての情報を基にこのような暴露を行った。

政治の知識を組織し、公にするというベンサムの戦略は、いっそう展開されて『憲法典』の論考のなかで、国家の統計、記録、出版制度という形をとって述べられている。統計、記録、出版からなるこのような制度は、統治諸部門間、また政府役人と世論(公論)の法廷の成員の間での、情報の適切、有効な流通を保証することを意図している。こうした方策の最終的な有効性は、民主的大衆がそうした情報、知識を即刻利用できるかどうかにかかっていた。そのような政治意識と探究心をもつ批判的な民衆は、18世紀から19世紀初頭にかけてのブリテンの特殊な政治実践の産物だったと言えるかもしれない。「英国の大臣が新聞を無視することは、ローマのコンスルがフォーラム(公開討議)を無視することにあたる」と、ベンサムは1770年代の草稿に書き付けたが、このような、国民の政治への関心は、ブリテンの特殊性というより、むしろすべての政治社会に自然に生まれるものであった。

トリボリの専制を論じて、ベンサムは世論の法廷ではなく、新聞の創設を求めたが、それは定期的な、多様な内容の新聞が出るようになれば、おのずから読者は批判的な力を発揮するようになって見ていたからに他ならない。成熟したベンサムの憲法構想においては、自ら世論の法廷の構成員となろうとする社会的主体が想定されていた。1817年の『議会改革案』で、ベンサムは「普通選挙」を支持したが、読めない人間には選挙権を与えるべきではないとした。しかし、それは一時的排除で、排除された者は読めるよ

うになろうとするだろうと、ベンサムは強調した。このように、晩年のベンサムは知識と情報の普及が民主的統治に決定的に重要と考えていたのである。『憲法典』はそのことを明らかにしている。(了)

以上のように、ベンサムの立法の科学における「経済と政治」の関連が、新しい研究水準のうえで、新たに問い直されていることは明らかである。とりわけ、ベンサムを単純に功利主義者というステレオタイプの概念に回収して安穩としているような怠惰を、リーバーマンは退け、ベンサムの思想のダイナミックな変動と発展を、時代状況のコンテキストのなかで、克明に析出するという研究を行っており、これはその成果の一端である。

(田中秀夫)